

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。

第1 市対策本部の設置（法第25条第1項、第27条第1項）

1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 市対策本部を設置すべき指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置するが、事前に緊急連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

(3) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

国民保護担当課職員は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一般加入電話、携帯電話等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

(4) 市対策本部の開設

ア 資機材等の準備

国民保護担当課職員は、市本庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動の確認、資機材の配置等必要な準備を開始する。

イ 議会への報告

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

資料編	○ 神栖市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例	P. 93
	○ 神栖市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例施行規則	P. 94
	○ 神栖市国民保護対策本部の事務局及び部の組織等に関する規程	P. 97

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合には、市長の定める予備施設に市対策本部を設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

2 市対策本部を設置すべき指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部の組織及び業務分担

市対策本部の組織及び業務分担は、別表に掲げるとおりである。

4 市対策本部長の補佐機能

市対策本部に本部員を置き、市対策本部長の意思決定を補佐する。

(1) 本部長及び本部員は、次のとおりとする。

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長 消防長 生活環境部長
本部員	総務部長 議会事務局長 波崎総合支所長 会計管理者 企画部長 健康福祉部長 都市整備部長 産業経済部長 教育部長

(2) 本部会議

本部会議の協議事項は、主に次のとおりとする。

- ア 国民保護措置の基本方針に関すること。
- イ 人員の配置に関すること。
- ウ 被災情報、安否情報等情報収集に関すること。
- エ 避難実施要領に関すること。
- オ 避難及び救援に関すること。
- カ 県及び他市町村等関係機関との連絡調整に関すること。
- キ 自衛隊の派遣要請に関すること。
- ク 報道機関との連絡調整に関すること。
- ケ 情報通信機器の確保に関すること。
- コ 住民への広報活動に関すること。
- サ その他国民保護措置に関すること。

5 事務局の設置

(1) 国民保護対策本部に事務局を設置する。

(2) 事務局は防災担当課に置き、分掌事務は次のとおりとする。

- ア 本部会議に関すること。
- イ 武力攻撃災害に関する情報の国、県等関係機関への連絡及び周知並びに国、県等関係機関の活動に関する情報の収集及び報告に関すること。
- ウ 茨城県国民保護対策本部、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関との連絡調整等に関すること。
- エ 警報の通知、避難の指示、勧告の決定及びその他住民の避難に関すること（部の所管に属するものを除く。）。
- オ 各部への本部長の命令伝達に関すること。
- カ 国民の保護のための措置の実施に関する各部間の連絡調整及び被害調査、活動内容等の取りまとめに関すること。
- キ 国民保護等派遣の要請に関すること。
- ク 国、県への要望、陳情等に関すること。
- ケ アからクに掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に必要な事項に関すること。

6 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提

供や行政相談を行うため、市対策本部に次のような広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を企画課に設置する。

(2) 広報手段

市は、次のような広報手段を活用して、住民等に迅速に広報を実施する。

- 1 防災行政無線
- 2 広報車
- 3 新聞、テレビ
- 4 ホームページ
- 5 問い合わせ窓口の開設
- 6 記者会見の実施

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

7 市現地对策本部の設置（法第28条第8項）

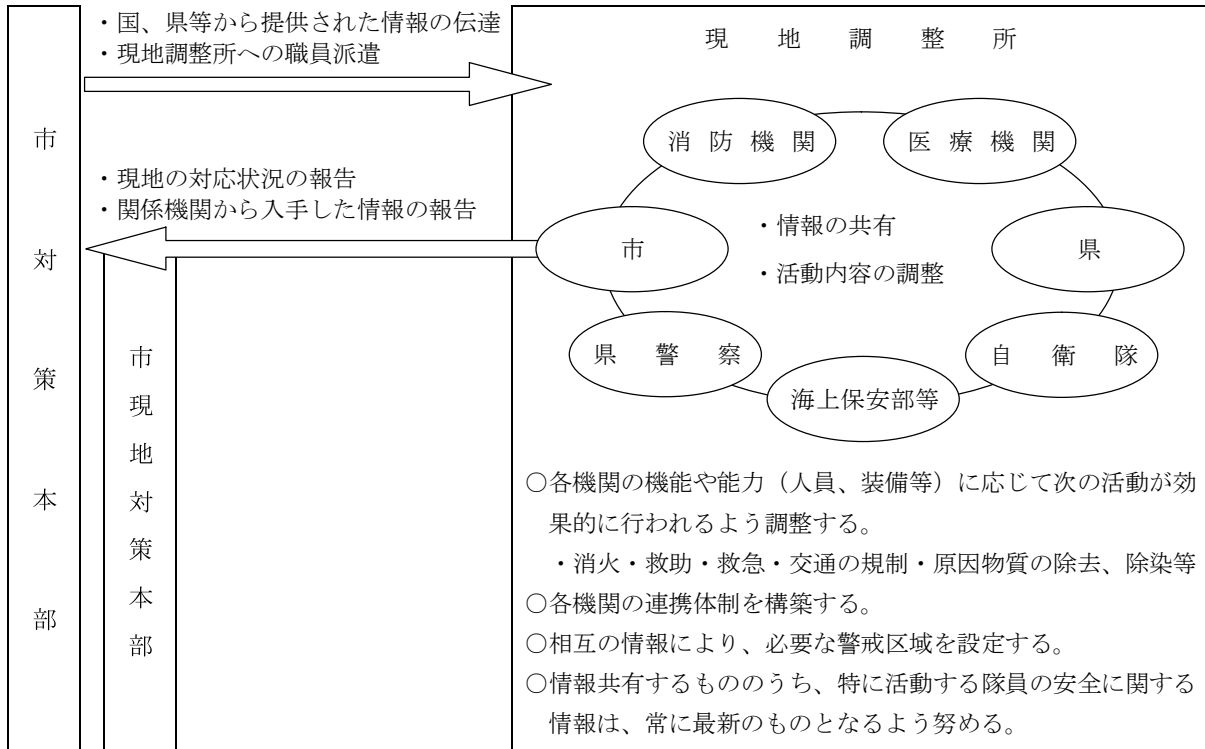
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地对策本部を設置する。

市現地对策本部長や市現地对策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

8 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

〈現地調整所〉



〈現地調整所〉

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の際において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

9 市対策本部長の権限（法第29条）

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の

実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第1項、第7項）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条第7項）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め（法第29条第8項）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

10 市対策本部の廃止（法第30条）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2 通信の確保（基第4章第4節2）

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

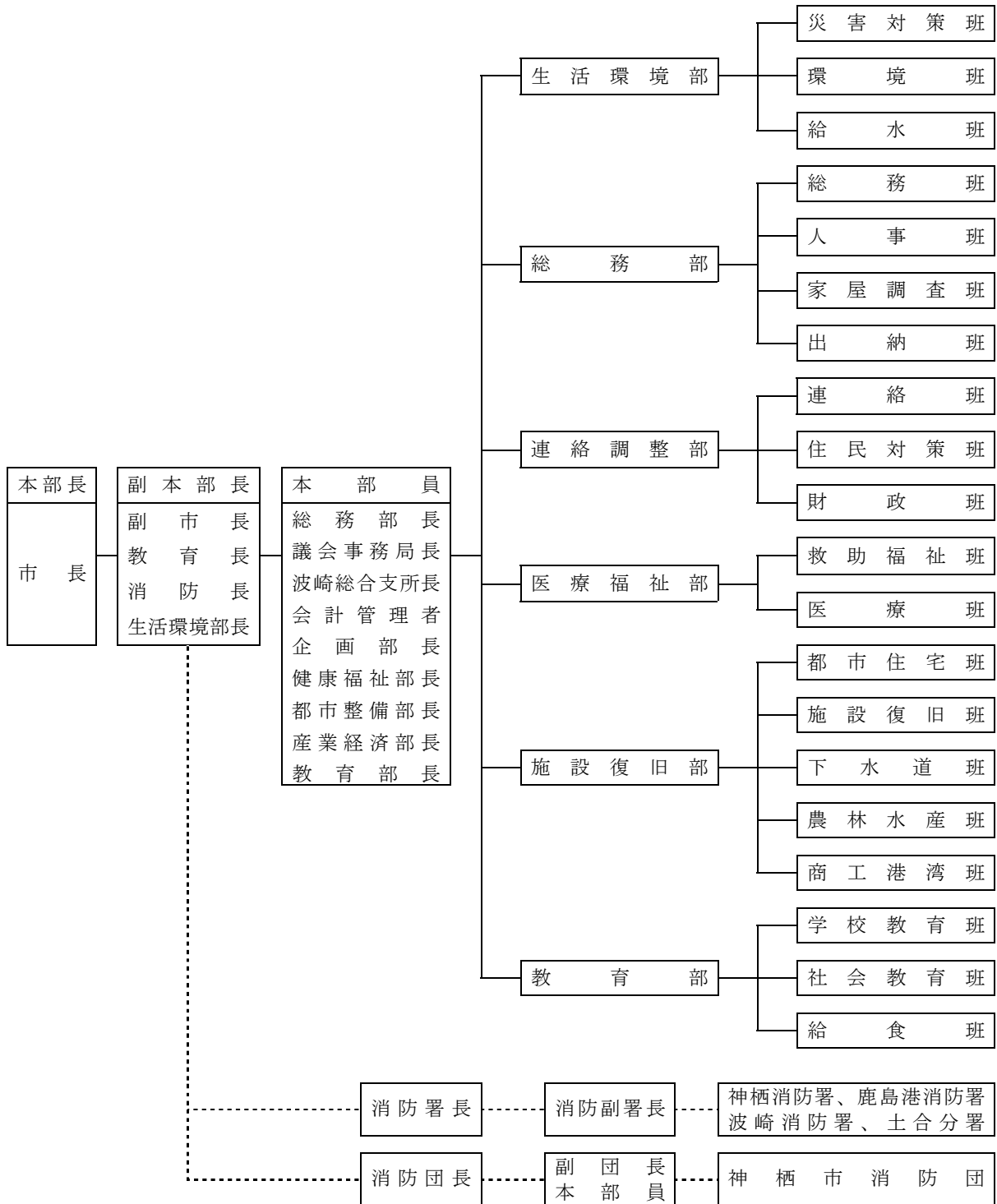
市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずる。

別表

1 神栖市国民保護対策本部組織図



2 神栖市国民保護対策本部分掌事務

部 名 ◎部長 ○副部長	班 名 (班長)	班 員	分 掌 事 務
生活環境部 ◎生活環境部長	災害対策班 (防災安全課長)	防災安全課員 市民課員 (支所) 生活環境課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事 と。 2 武力攻撃災害に対する対策本部に関する事 と。 3 国民保護対策本部の職員の動員に関する事 と。 4 緊急運送車両の確認に関する事 と。 5 生活関連等施設の安全の確保に関する事 (他 班の所管に属するものを除く。) 6 特殊標章等又は身分証明書に関する事 と。 7 被災地における支援活動に関する事 と。 8 防災行政無線等の管理及び運用に関する事 と。
	環境班 (環境課長)	環境課員 廃棄物対策課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物に係る情報の収集及びその処理対策の指 導に関する事 と。 2 廃棄物の処理についての応援又は協力の要請等 についての指導及び連絡調整に関する事 と。 3 廃棄物処理施設に係る武力攻撃災害の調査に関 する事 と。 4 被災地の防疫に関する事 と。 5 汚染物の飲食及び使用の規制並びに廃棄処分の 指導に関する事 と。 6 毒物、劇物等の取扱所の安全の確保に関する事 と。 7 遺体の収容及び処理に関する事 と。
	給水班 (水道課長)	水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対す る対策に関する事 と。 2 応急給水に関する事 と。 3 給水源の確保に関する事 と。 4 放射能汚染を受け、又は受けたおそれがある飲 料水源の使用の規制に関する事 と。 5 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある飲 食物の摂取の制限及びその廃棄処分に関する事 と。
総務部 ◎総務部長 ○議会事務局長 ○波崎総合支所 長 ○会計管理者	総務班 (総務課長)	総務課員 契約検査課員 議事課員 (支所) 管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事 と。 2 避難住民の運送に関する事 と。 3 現地対策本部の支援に関する事 と。 4 各部班の応援に関する事 と。 5 他の部班に属さない事 と。
	人事班 (職員課長)	職員課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部の職員の公務災害補償、給 食、休養及び健康管理に関する事 と。

	家屋調査班 (資産税課長)	資産税課員 市民税課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋に係る武力攻撃災害の調査に関する事。 2 被災者に対する税の減免等に関する事。
	出納班 (会計課長)	会計課員 監査委員事務局員 納税課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部の出納に関する事。 2 物品の調達及び保管並びに供給に関する事。 3 救援物資等の運送に関する事。
連絡調整部 ◎企画部長	連絡班 (企画課長)	企画課員 情報統計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2 武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに国民の保護のための措置の実施の状況に関する情報並びに被災情報の収集、整理及び伝達に関する事。 3 人に係る武力攻撃災害の調査に関する事。 4 安否情報に関する事。 5 外国人の安全の確保に関する事。 6 武力攻撃災害に関する情報の広報に関する事。 7 災害地の記録、保存及び編集に関する事。 8 無線ボランティアの活用に関する事。
	住民対策班 (市民協働課長)	市民協働課員 行政改革推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害に関する広聴に関する事。 2 市民の苦情、陳情、相談等の処理及び被災者のニーズの把握に関する事。 3 各種生活情報の提供及び相談に関する事。 4 国民の保護のための措置の実施に必要な援助についての市民の協力に関する事。 5 国、県等の視察調査に関する事。
	財政班 (財政課長)	財政課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民の保護のための措置に関する予算措置に関する事。 2 災害対策本部室等に係る電力の確保に関する事。 3 市有車両(集中管理分に限る。)の配車に関する事。 4 市有財産に係る武力攻撃災害の調査に関する事。

医療福祉部 ◎健康福祉部長	救助福祉班 (社会福祉課長)	社会福祉課員 こども課員 介護保険課員 国保年金課員 医療福祉課員 高齢福祉課員 (支所) 健康福祉課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。 2 避難住民の救護に関すること(他の班の所管に属するものを除く。) 3 避難所の設置に関すること。 4 高齢者、障害者等の安全の確保に関すること。 5 日本赤十字茨城支部の救護班の出動要請に関すること。 6 生活救援物資の供給に関すること。 7 ボランティアに関すること(他班の所管に属するものを除く。) 8 社会福祉施設に係る武力攻撃災害の調査及びその応急の復旧に関すること。 9 義援金品の取扱いに関すること。
	医療班 (健康増進課長)	健康増進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民等の医療救護に関すること。 2 医療情報の収集に関すること。 3 現地対策本部の運営に関すること(医療福祉部の所管に属する事務に関するものに限る。) 4 医療ボランティアの活用に関すること。 5 衛生関係の武力攻撃災害の調査に関すること。 6 緊急被爆医療救護に関すること。 7 派遣緊急被爆医療専門家及び技術要員に関すること。
施設復旧部 ◎都市整備部長 ○産業経済部長	都市住宅班 (都市計画課長)	都市計画課員 開発指導課員 (支所) 都市整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。 2 都市に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること(他班の所属に属するものを除く。) 3 公園街路に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 4 応急仮設住宅の設置に関すること。
	施設復旧班 (道路整備課長)	道路整備課員 施設管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急の復旧用の土木資材及び機器の確保及び備蓄に関すること。 2 道路及び橋りょうに係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 被災建築物の修理に関すること。 5 道路の通行規制に関すること。 6 緊急運送道路の確保に関すること。 7 水防活動に関すること。 8 河川、海岸及び砂防設備に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 9 土木関係の復旧事業の総括に関すること。

下水道班 (下水道課長)	下水道課員	1 下水道に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。
農林水産班 (農林水産課長)	農林水産課員 農業委員会事務局 (支所) 産業経済課員	1 農作物に係る武力攻撃災害の調査に関する事。 2 農地及び農業用施設に係る武力攻撃災害の調査に関する事。 3 被災農作物部の技術対策に関する事。 4 放射能汚染を受け、又は受けたおそれがある農作物の集荷及び出荷の制限並びにその廃棄処分に関する事。 5 放射能汚染を受けた耕地の除染指導に関する事。 6 家畜及び家きんに係る武力攻撃災害の調査に関する事。 7 家畜の飼料供給並びに草地及び飼料作物ほ場の復旧に関する事。 8 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。 9 放射能汚染を受け、又は受けたおそれがある畜産物、家畜及び家きんの集荷及び出荷の制限並びにその廃棄処分に関する事。 10 農畜水産業団体等の協力の要請に関する事。 11 林業関係の武力攻撃災害の調査に関する事。 12 応急復旧用材等の調査及びあっせんに関する事。 13 水産関係の武力攻撃災害の調査に関する事。 14 水難救助に関する事。 15 漁港及び水産施設に係る武力攻撃災害に対する対策に関する事。 16 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある水産物の採取、漁獲、出荷等の制限及びその廃棄処分に関する事。
商工港湾班 (商工観光課長)	商工観光課員 地籍調査課員 企業・港湾振興課員	1 生活救援物資のあっせんに関する事。 2 生活必需品の調達に関する事。 3 ガス工作物及び火薬類、高圧ガス等の取扱所の安全の確保に関する事。 4 火薬又は高圧ガスによる被害の調査及びその対策上必要な指示に関する事。 5 商工業関係の武力攻撃災害の調査に関する事。 6 被災地の商工業の指導に関する事。 7 中小企業資金の貸付等に関する事。 8 被災者の雇用促進に関する事。 9 港湾に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。

<p>教育部 ◎教育部長</p>	<p>学校教育班 (教育総務課長)</p>	<p>教育総務課員 学校教育課員 指導課員 教育事務所</p>	<p>1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する こと。 2 教育関係の武力攻撃災害に対する対策の企画に 関すること。 3 学校施設に係る武力攻撃災害の調査及びその復 旧に関すること。 4 小中学校の教育施設及び教員の確保に関する こと。 5 教科書学用品の給与に関すること。 6 学校関係の防疫対策並びに体育施設に係る武力 攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する こと。</p>
	<p>社会教育班 (生涯学習課 長)</p>	<p>生涯学習課員 中央図書館員 中央公民館員</p>	<p>1 社会教育施設に係る武力攻撃災害の調査及びこ れに対する対策に関すること。 2 文化財に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対 する対策に関すること。</p>
	<p>給食班 (学校給食共同 調理場長)</p>	<p>学校給食共同調理 場</p>	<p>1 共同調理施設に係る武力攻撃災害の調査及びこ れに対する対策に関すること。</p>